

対馬博物館宣伝広報業務委託 仕様書

1. 業務名

対馬博物館宣伝広報業務委託

2. 業務の目的

令和4年4月に開館する対馬博物館(以下、博物館という。)では、宣伝広報を通じた情報発信により、市民をはじめ、広く全国に向けて博物館の開館及び博物館に関する情報を周知して利用を促進するとともに、博物館の理念や使命および各種事業に関する情報を発信し、博物館に対する理解の向上と誘客促進を図る手段とする。本プロポーザルは、博物館の広報事業のうち宣伝広報の取組の一部を専門事業者へ委託することで、より効果的な施策を実施するためのものである。

3. 業務について

(1)業務の概要

当該業務は、博物館の宣伝広報業務を行うものである。

(2)委託期間 契約締結日(令和4年2月上旬予定)から令和4年3月31日まで

(3)業務範囲

主な業務の内容としては、下記の①から⑧とする。

①対馬市民や対馬に来島する観光客をはじめとした、博物館来館者を獲得するための宣伝広報計画立案及び宣伝広報の実施

②来館の契機となるテレビ、ラジオ、新聞、雑誌、その他のメディアを通じた宣伝広報
※雑誌等の紙系メディアは令和4年度4月以降の発刊を可とするが、契約満了日までに掲載業務を終えておくこと(新聞は除く)

③インフルエンサーやSNS等のウェブ媒体を活用した発信

④博物館の公式ナビゲートキャラクターを活用した宣伝広報強化

⑤マスコミに対して広く博物館の周知を行い、マスコミとのネットワーク強化を図る

⑥宣伝広報において発生する取材、編集、校正、印刷、納品等の一切の業務

4. 実施スケジュール

詳細なスケジュールについては、博物館と受託者との間で協議の上、決定することとする。

5. 納入成果物

宣伝広報に使用した写真、CG、イラスト、コピー等のすべての原稿のオリジナルデータ及びPDF形式で作成したデータを納品すること。但し、博物館が指定するものについては、ウェブサイトで掲載できるように圧縮及びJPEG形式で作成したデータを納品すること。

6. 留意事項

(1)博物館は、本委託により作成した広報物の内容(デザイン、設計等を含む)を委託業者と協議の上は変更できるものとする。

(2)本委託業務により制作した成果物の著作権法その他関係法上の一切の権利は博物館に帰属する。

- (3) 業務実施にあたっては、博物館と十分協議しながら行うこと。
- (4) 委託業務を行うにあたって、仕様書に定めのない事項又はこの業務に関して疑義が生じた場合は必ず博物館と協議の上決定すること。
- (5) 本仕様書の内容に対し、より良い方法等がある場合には積極的に博物館に提案すること。
- (6) 博物館が定めるMI(ミュージアム・アイデンティティ)を遵守し、博物館全体での広報物デザインやビジュアルとの統一性、整合性を図ること。なお、プレゼンテーション時のビジュアル提案に関わらず、実際に制作を行う際には、博物館担当者と協議をすること。その結果、修正及び変更が生じた場合は対応すること。
- (7) 宣伝広報に関して制作に必要な博物館が所有する写真、デザイン、ビジュアル等は、博物館担当者と協議及び承諾を得た上で使用することができる。
- (8) 宣伝広報において、博物館展示資料及び既存のデザイン及びビジュアルを使用する際は、所蔵者及び著作権の関係上、必ず博物館担当者と協議すること。

7. その他

- (1) 本委託にかかる著作権は、博物館に帰属する。
- (2) 受託者は、関係法規を遵守するとともに、必要な諸届及び諸手続を委託の履行に先立ち遅滞なく行わなければならない。
- (3) 本委託業務の履行に当たっては、担当職員と協議を行いながら遂行すること。
- (4) 受託者は、本委託業務着手の際、着手届及び業務遂行責任者届を提出すること。
- (5) 受託者は本委託業務完了後、完了届を提出し、委託者の行う検査を受けること。
- (6) この仕様書に定めのない事項又は委託の内容に疑義が生じた場合は、委託者と協議すること。